

令和4年3月22日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく国会調査に対する協力依頼について

この度、日本医師会より、標題の件につき、連絡・協力依頼がありました。その要旨は次の通りです。

- 国は、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づき、優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされており、当該調査については衆参国会調査室において行われています。
- 今般、国会において、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（令和4年3月14日衆議院調査局厚生労働調査室長・参議院調査局厚生労働調査室長）により、医療機関及び福祉施設を対象とした調査が実施されることから、厚生労働省母子保健課より、日本医師会に対して本調査に対する協力依頼の事務連絡がありました。
- 本調査では、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術の実施状況等を明らかにするため、医療機関及び福祉施設が保有する優生手術に関する記録や資料等についても提出が求められています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、本調査が実施される旨につき、会員医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、調査対象医療機関等は、公表されておりませんので、申し添えます。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267
E-mail: kikaku@po.osaka.med.or.jp